## 札幌市環境影響評価技術指針

環境局長決裁 平成12年5月31日 最近変更 平成22年3月24日

## 第1 趣旨

この技術指針は、札幌市環境影響評価条例(平成 11 年札幌市条例第 47 号。以下「条例」という。)第5条第1項に定める技術的な指針として以下に掲げる事項を定めるものであり、札幌の豊かな自然と文化、生活環境を保全し、都市機能と原生性の残る自然が共生する札幌のより良い環境の創造に向け、環境影響評価その他の手続が適切に行われることを目的とするものである。

- 1 方法書、準備書、評価書及び事後調査報告書(以下「方法書等」という。)の記載内容
- 2 環境影響評価の項目
- 3 調査、予測及び評価の手法等
- 4 環境の保全のための措置(以下「環境保全措置」という。)
- 5 事後調査の項目及び手法等

## 第2 方法書等の記載内容

方法書等の記載内容は別表1を基本とし、できるだけ平易な文章にするとともに、 必要に応じ、図表等を用いるなど分かりやすい記述に努めること。

- 第3 環境影響評価及び事後調査を行うに当たっての基本的事項
  - 1 手順は概ね図1のとおりとする。
  - 2 環境要素は別表2のとおりとする。
  - 3 特有の気候を有し、自然性が高い札幌市の地域特性を十分に勘案すること。
  - 4 環境影響評価の項目及び調査、予測、評価の手法の選定等に係る新たな事情が生じた場合は、必要に応じ、当該項目、手法等の見直しを行うこと。

# 第4 環境影響評価及び事後調査の手順

- 1 方法書段階
  - (1) 対象事業の特性の把握

対象事業について、次に掲げる事項を把握すること。

なお、把握に当たっては、対象事業の内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について整理すること。

- ア 対象事業の目的
- イ 対象事業の種類
- ウ 対象事業の実施区域の位置・規模
- エ 対象事業の計画の概要
- オ その他対象事業に関する事項

## (2) 対象事業実施区域及びその周囲の概況の把握

別表3を参照し、調査、予測及び評価に必要となる情報を選択し、対象事業 実施区域及びその周囲の自然的・社会的状況を把握すること。

情報の把握に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料により行い、 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。この場合に おいては、必要に応じ、札幌市その他の地方公共団体、専門家等から知見を聴 取し、又は現地の状況を確認するよう努めること。

# (3) 関係地域の設定及び概況の整理

前項(2)により得られた対象事業区域及びその周囲の概況を踏まえ、対象事業の実施により1以上の環境要素が影響を受けると認められる地域を関係地域として設定し、その概況(以下「関係地域の概況」という。)及び設定の根拠を資料の出展とともに明らかにできるよう整理すること。

## (4) 環境影響評価の項目

ア 環境影響評価の項目の選定

別表4を参照し、以下の手順により環境影響評価を行う項目(以下「選定項目」という。)を選定すること。

- (ア) 対象事業の実施に伴い環境に影響を与えるおそれのある要因(以下「影響要因」という。)として、対象事業に係る「工事の実施(工作物の撤去又は廃棄を含む。)」及び「工事完了後の土地又は工作物の存在及び供用(工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合には当該撤去又は廃棄を含む。)」を、別表4の「影響要因の区分」を参考とし、対象事業の特性等を考慮して必要に応じて適切に区分する。
- (イ) 別表4の「環境要素の区分」を参考とし、対象事業によって影響を受けるおそれのある環境要素を抽出する。
- (ウ) 別表 4 の事業種別の基本的な項目(以下「基本項目」という。)を参考とし、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、(ア)で区分した「影響要因」が(イ)で抽出した「環境要素」に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討することにより、選定項目を選定する。

# イ 項目の選定に当たっての留意事項

- (ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理すること。
- (イ) 次のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ基本項目を選定 しないものとする。

当該基本項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合

関係地域に、当該基本項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

(ウ) 選定の結果を一覧できるように整理するとともに、選定した理由を明らかにできるように整理すること。

# (5) 調査手法

ア 調査手法の選定

以下に掲げるものについて、別表5で示す各環境要素の調査手法を参照し、 選定項目について適切に予測及び評価を行うために必要な範囲内で、当該選定 項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、調査の手法を選 定すること。

なお、関係地域の概況を踏まえるに当たっては、当該地域の概況が時間の経過に伴って変化するものであることに留意すること。

(ア)調査内容

選定項目の状況又は自然的・社会的状況

(イ) 調査方法

国又は札幌市その他の地方公共団体が有する文献その他の資料からの入手、専門家等からの聞き取り、現地調査等

(ウ) 調査地域

事業の実施によって、選定項目に関する環境要素が影響を受けるおそれがある地域又は土地の形状が変更される区域及びその周辺の区域

(I) 調査地点(調査に当たり一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)

調査すべき情報の内容及び特に環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的であると認められる地点

(オ) 調査の期間及び時期

調査すべき情報の内容を踏まえ、調査に適切かつ効果的であると認められる期間、時期又は時間帯

- イ 調査手法の選定に当たっての留意事項
  - (ア) 調査内容に関して法令等により定められた調査方法がある場合には、これを踏まえること。
  - (イ) 調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる限り 環境への影響が小さい手法を選定すること。
  - (ウ) 季節による変動を把握する必要がある調査で、年間を通じた調査に係るものについては、これを適切に把握できるように、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように調査に係る期間を選定すること。
  - (I) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理すること。
  - (オ) 選定項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略

又は詳細な方法を選定すること。

(カ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理すること。

# (6) 予測手法

ア 予測手法の選定

以下に掲げるものについて、別表5で示す各環境要素の予測手法を参照し、 選定項目について適切に評価を行うために必要な範囲内で、当該選定項目の 特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえて、予測の手法を選定す ること。

(ア) 予測内容

選定項目に係る状況の変化又は環境への負荷量

(イ) 予測方法

理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の方法により定量的に把握する方法(定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する方法)

(ウ) 予測地域

各環境項目の影響を適切に予測できる地域として調査地域のうちから選 定した地域

(I) 予測地点(予測に当たり一定の地点に関する環境の状況の変化を重点的に 把握することとする場合)

地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象への環境影響を的確に把握できる地点その他の予測に適切な地点

(オ) 予測時期

供用開始後事業活動又は利用が定常状態になる時期及び影響が最大になる時期、工事の実施による影響が最大になる時期など、予測に適切かつ効果的な時期、期間又は時間帯

- イ 予測手法の選定に当たっての留意事項
  - (ア) 新規又は環境影響の予測に関する知見が十分に蓄積されていない手法を 用いる場合には、当該手法の不確実性の程度等の内容を明らかにできるよう にすること。
  - (イ) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理すること。
  - (ウ) 選定項目に関する環境影響の程度その他の理由により、必要に応じて簡略 又は詳細な方法を選定すること。
  - (I) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理すること。

## (7) 評価手法

ア 評価手法の選定

別表 5 で示す各環境要素の評価手法を参照し、評価の手法を選定すること。

## イ 評価手法の選定に当たっての留意事項

- (ア) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するとともに、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理すること。
- (イ) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理すること。

## 2 環境影響評価の実施及び準備書段階

- (1) 環境影響評価の項目及び調査、予測、評価の手法の再検討
  - ア 方法書に対する環境保全の見地からの市民意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じ、環境影響の項目及び調査、予測、評価の手法について再検討を行うこと。
  - イ 検討の結果、修正を行った場合にあっては、修正の内容を明らかにできるように整理すること。

## (2) 調査実施の留意事項

- ア 調査により得られた情報が記載されていた文献名、行われた調査の前提条件、 調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、調査の日時その他の当該情 報の出自及びその妥当性を明らかにできるように整理すること。
- イ 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、 当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるよう整理すること。

## (3) 予測実施の留意事項

- ア 工事が完了した後の土地若しくは工作物の供用後定常状態に至るまでに長期間を要する場合、予測の前提条件が予測の対象となる期間内で大きく変化する場合又は工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ中間的な時期での予測を行うこと。
- イ 予測の結果を示すに当たっては、予測の手法に係る予測地域等の設定の根拠、 予測の手法の特徴及びその適用範囲、予測の前提となる条件、予測で用いた原 単位及び係数等について、項目特性、対象事業の特性及び関係地域の概況に照 らし、それぞれの内容及び妥当性と併せて明らかにできるよう整理すること。
- ウ 対象事業以外の要因によりもたらされる当該地域の将来の環境の状況(将来の環境の状況の推定が困難な場合等においては、現在の環境の状況。)を明らかに出来るように整理し、これを勘案して予測を行うこと。この場合において、当該地域の将来の環境の状況は、札幌市その他の関係地方公共団体が有する情報を収集して推定すること。

なお、将来の環境の状況の推定に当たって国又は札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策の効果を見込む場合には、当該施策の内容を明らかにできるよう整理すること。

## (4) 評価実施の留意事項

- ア 事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、 必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われて いるかどうかを検討すること。この場合においては、評価に係る根拠及び検討 の経緯を明らかにできるようにすること。
- イ 国又は札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関し基準又は目標が示されている場合には、 これらとの整合が図られているかどうかを検討すること。
- ウ 事業者以外が行う環境保全措置等の効果を見込む場合には、当該措置等の内容を明らかにできるようにすること。
- エ 選定項目ごとの調査、予測及び評価結果に基づき、結果の一覧表を作成する 等の整理を行い、各選定項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏 まえ、対象事業に係る総合的な環境影響の評価を行うこと。

# (5) 環境保全措置

## ア 環境保全措置の検討

選定項目に係る環境影響を回避し、又は低減すること及び国又は札幌市その他の関係地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準若しくは目標の達成を図ることを目的として、環境保全措置を検討すること。

ただし、回避又は低減のための措置を取ることが困難である場合には、事業の実施により損なわれる環境を同一の場所で修復し、若しくは再生する、又は損なわれる環境と同等以上の機能若しくは価値を有する環境を近傍において確保し、若しくは創出するなど、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置(以下「代償措置」という。)を検討するとともに、代償措置による効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を踏まえ、必要に応じ当該代償措置に係る事後調査及びその結果に応じた環境保全措置について検討すること。

# イ 検討結果の検証

検討結果について、環境保全措置の複数案の比較検討及び実行可能な範囲内で環境影響を回避し、又は最も低減する技術が取り入れられているかどうかなどの適切な検討を通じて、実行可能な範囲内で対象事業に係る環境影響ができる限り回避され、又は低減されているかどうかを検証すること。

## ウ 検討結果の整理

検討結果は、以下の事項を明らかにできるように整理すること。

なお、検討を段階的に行ったときは、それぞれの検討の段階における環境保 全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理すること。

- (ア) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容
- (イ) 環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の状況の変化並びに必要に応じ当該環境保全措置の効果の不確実性の程度
- (ウ) 環境保全措置の実施に伴い生ずるおそれがある環境への影響

- (I) 代償措置にあっては、環境影響を回避し、又は低減させることが困難である理由
- (1) 代償措置にあっては、損なわれる環境及び環境保全措置により創出される 環境に関し、それぞれの位置並びに損なわれ、又は創出される当該環境に係 る環境要素の種類及び内容
- (カ) 代償措置にあっては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠並びに必要に応じ当該代償措置の効果の結果に応じて講じる環境保全措置の実施内容

## (6) 事後調査の計画

- ア 事後調査の項目及び手法の選定
  - 以下の手順により、事後調査を行う項目及び手法の選定を行うこと。
  - (ア) 事後調査の必要性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、事後調査の項目を選定する。
  - (イ) 事後調査を行う項目の特性、対象事業の特性及び関係地域の概況を踏まえ、 事後調査の手法を選定する。
- イ 事後調査の項目及び手法の選定に当たっての留意事項
  - (ア) 項目、手法、対象とする地域及び期間の選定に当たっては、事後調査の結果と環境影響評価の結果との比較検討が可能となるようにすること。
  - (イ) 事後調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、できる 限り環境への影響が小さい手法を選定すること。
  - (f) 必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとし、この場合において、 当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかに できるよう整理すること。
  - (I) 選定した手法及び選定の理由を明らかにできるよう整理すること。

## 3 評価書段階

- (1) 準備書に対する環境保全の見地からの市民意見及び市長意見を踏まえ、必要に応じ、準備書の記載事項について再検討を行うこと。
- (2) 検討の結果、修正を行った場合には、準備書との相違を明らかにすること。また、環境影響評価の項目、調査等の手法、環境保全措置及び事後調査について追加又は修正を行う場合には、前述の方法書又は準備書の例により、項目の選定等を行うこと。

# 4 事後調査段階

- (1) 事後調査実施の留意事項
  - ア 行われた調査の前提条件、調査地域、調査地点及び調査期間等の設定の根拠、 調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるように 整理すること。
  - イ 長期間の観測結果が存在する項目について現地調査を行う場合にあっては、

当該観測結果と現地調査により得られた結果とを比較できるよう整理すること。

# (2) 事後調査結果後の環境保全措置の検討

事後調査の結果を踏まえ、評価書に記載された措置のうち、事後調査の結果に応じ講じるとしていた措置について検討するとともに、代償措置を講じる場合にあっては、その効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を踏まえ、必要に応じ当該代償措置の結果に応じた環境保全措置について検討すること。

また、検討結果の検証及び整理を、前記2(5)環境保全措置の例により行うこと。

## 第5 その他

1 施行期日

この指針は、平成22年4月1日より施行する。

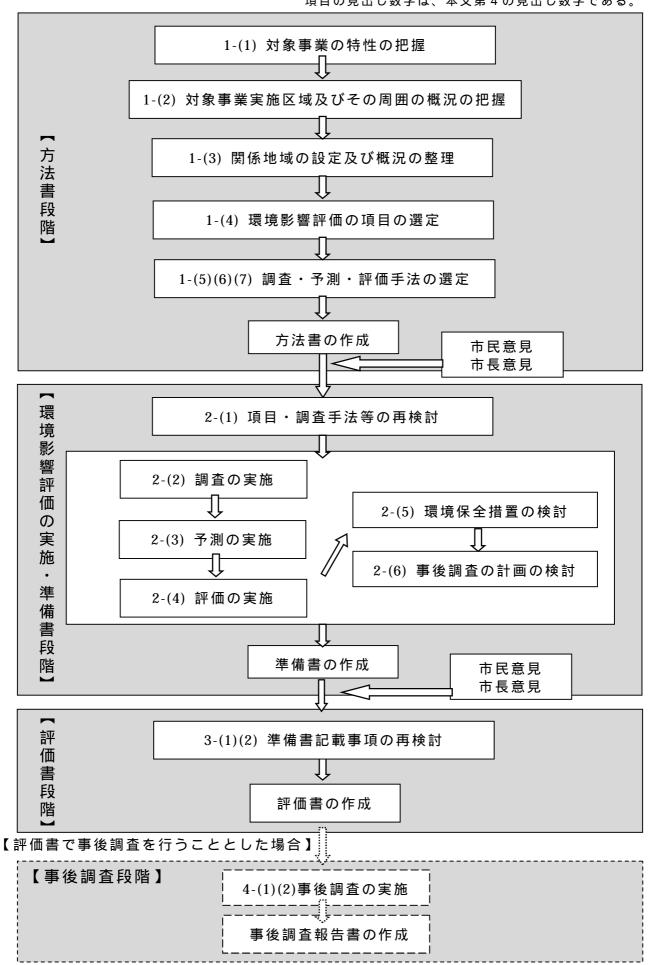
## 2 経過措置

次に掲げるものについては、なお従前の技術指針の規定によることができる。

- (1) 施行日前に方法書を提出した事業
- (2) 施行日から起算して6月を経過する日までに方法書を提出する事業

# 図 1 環境影響評価及び事後調査の手順

項目の見出し数字は、本文第4の見出し数字である。



# 別表1 方法書等の記載内容

# 1 方法書(条例第8条第1項関係)

記載項目	記載内容
(1)事業者の氏名及び住所	事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名
	称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を記
	載する。
(2)対象事業の目的及び内容	事業の目的及び事業の内容として、種類、実施
	区域の位置・規模、事業計画の概要など対象事業
	の内容に関わる事項を、事業の内容の具体化の過
	程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及び
	その内容と併せて記載する。
(3)関係地域の概況	次について記載する。
	ア 設定した関係地域及び設定の根拠
	イ 自然的、社会的概況及び情報の把握に用い
	た資料の出展
(4-1)環境影響評価の項目	次について記載する。
	ア 選定項目及びその選定理由
	イ 専門家等の助言を受けた場合は、助言の内
	容及び専門家等の専門分野
(4-2)調査、予測及び評価の手法	次について記載する。
	ア 調査、予測、評価の手法及びその選定理由
	イ 専門家等の助言を受けた場合は、助言の内
	容及び専門家等の専門分野
	ウ 予測手法においては、必要に応じ、その不
	確実性の程度

# 2 準備書(条例第17条第1項関係)

記載項目	記載内容
(1) 事業者の氏名及び住所、	前記1方法書の例により記載する。
対象事業の目的及び内容、	
関係地域の概況	
(2) 方法書についての環境の保全	方法書についての環境の保全の見地からの市民
の見地からの意見の概要	意見の概要を記載する。
	また、意見が述べられなかった場合にはその旨
	を記載する。
(3) 方法書についての市長の意見	方法書についての市長の意見を記載する。
(4) 前2号の意見についての事業	前2号の意見についての事業者見解を、各意見
者の見解	それぞれについて記載する。
	また、(2)については、方法書に係る見解書と同
	様の記載となるが、これにさらに環境の保全の見
	地からの検討を加え、その内容を記載することも
	できる。
(5) 環境影響評価の項目、調査、予	前記1方法書の内容に加え、方法書の内容に修
測及び評価の手法	正を行った場合は、変更の内容を記載する。
(6) 市長の技術的助言がある場合	条例第15条第2項の規定に基づき技術的な助言
にはその内容	を記載した書面の交付を受けた場合は、その内容
	を記載する。助言を求めなかった場合には、記載
	の必要はない。
(7-1) 調査の結果の概要並びに予   測及び評価の結果	次について環境影響評価の項目ごとに取りまとり め記載する。
	なお、希少な動植物の生息又は生育に関する情
	報については、必要に応じ、公開に当たって種及
	び場所を特定できないようにすることその他の希
	少な動植物の保護のための配慮を行うこと。
	ア 調査の結果
	(ア)調査の結果の概要
	(イ) 情報が記載されていた文献名、調査の前提
	条件、調査地域等の設定の根拠、調査の日時
	その他の情報の出自及びその妥当性
	イー予測の結果
	(ア) 予測の結果及び予測の前提条件
	(イ) 予測地域等の設定の根拠、予測の手法の特
	徴及びその適用範囲、予測で用いた原単位及

	び係数等の内容及び妥当性
	ウ 評価の結果
	(ア)評価の結果
	(イ) 評価に係る根拠及び検討の経緯
(7-2) 環境の保全のための措置	次について記載する。
	ア 環境保全措置の内容及びその検討結果
	イを検討を段階的に行った場合は、それぞれの
	検討の段階における環境保全措置の内容
(7-3) 対象事業に係る環境影響の	選定項目ごとの調査、予測及び評価結果を一覧
総合的な評価	にするなどして記載する。
(8) 事後調査の計画	次について記載する。
	ア 事後調査を行うこととした理由
	イ 事後調査を行う項目、手法、地域、期間及
	びその選定理由
	ウ 事後調査報告書を作成する時期
	エ 専門家等の助言を受けた場合は助言の内容
	及び専門家等の専門分野
(9) 環境影響評価を委託した相手	環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託し
先	て行った場合には、その者の氏名及び住所(法人に
	あっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事
	務所の所在地)を記載する。
(10-1) 手続の経過の概要	対象事業について行われた環境影響評価その他
	の手続の経過の概要を時系列で記載する。
(10-2) 市長の求めに対して報告等	条例第49条の規定による市長の求めに対して
をした資料に記載した事項	報告し、又は提出した資料に記載した事項を記載
	する。
(10-3) 問い合わせ先	記載内容についての問い合わせ先として、住所、
	電話番号等を記載する。

# 3 評価書(条例第26条第2項関係)

記載項目	記載内容
(1) 準備書の記載事項	前記2準備書の内容に加え、準備書の内容に修
	正を行った場合は、その変更の内容を準備書との
	相違が分かるように留意し記載する。
	なお、修正を行ったもののうち、希少な動植物
	の生息又は生育に関する情報については、必要に
	応じ、公開に当たって種及び場所を特定できない
	ようにすることその他の希少な動植物の保護のた
	めの配慮を行うこと。
(2) 準備書についての環境の保全	準備書についての環境の保全の見地からの市民
の見地からの意見の概要	意見の概要を記載する。
	また、意見が述べられなかった場合にはその旨
	を記載する。
(3) 審査意見書に記載された市長	準備書に係る審査意見書における市長の意見を
の意見	記載する。
(4) 前2号の意見についての事業	前2号の意見についての事業者見解を、各意見
者の見解	それぞれについて記載する。
	また、(2)については、準備に係る見解書と同様
	の記載となるが、これにさらに環境の保全の見地
	からの検討を加え、その内容を記載することもで
	きる。

# 4 事後調査報告書(条例第39条第1項関係)

記載項目	記載内容
に戦場日 (1)事業者の氏名及び住所、	前記2準備書の例により記載する。
( ) =	アリロレ~午伸音のアツルにより記戦する。
対象事業の目的及び内容、	
関係地域の概況	110 ± 11/2 ± 11/
(2) 対象事業実施区域	対象事業を実施している区域又は実施した区域
	を記載する。
(3) 工事の進ちょく状況等	対象事業に係る工事の進ちょく状況又は対象事
	業に係る土地若しくは工作物の供用の状況を記載
	する。
(4) 環境保全措置の実施状況	評価書に記載された環境の保全のための措置に
	ついて、措置の内容及び措置を行った時期等を記
	載する。
(5) 事後調査の項目、手法及び対象	評価書に記載されたもののうち、当該事後調査
とする地域	を行ったものの項目及び調査、予測、評価の手法
	並びに対象とする地域を記載する。
(6) 事後調査の結果	事後調査を行った項目ごとに調査の結果を記載
	する。
	なお、希少な動植物の生息又は生育に関する情
	報については、必要に応じ、公開に当たって種及
	び場所を特定できないようにすることその他の希
	少な動植物の保護のための配慮を行うこと。
(7) 事後調査の結果に基づき講ず	評価書に記載された措置で、事後調査の結果に
ることとした環境保全措置	応じ講じるとしていた措置のうち、当該結果に検
	討を加え、その結果に基づいて講じようとし、又
	は講じた措置について、その内容及び検討の経緯
	を記載する。
(8) 事後調査を委託した相手先	事後調査の全部又は一部を他の者に委託して行
. ,	った場合には、その者の氏名及び住所(法人にあっ
	ては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所
	の所在地)を記載する。
 (9) 問い合わせ先	記載内容についての問い合わせ先として、住所、
(3) 133 14 12 270	電話番号等を記載する。
	一つま日 コン でましまく ひり

# 別表 2 環境要素の区分

1 人の健康の保護及び生活環境の保全,並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	(1) 大気質 (2) 騒音 (3) 振動 (4) 悪臭 (5) 低周波音 (6) 風害 (7) 水質(底質及び地下水を含む) (8) 地形及び地質 (9) 地盤沈下 (10) 土壌 (11) 日照阻害 (12) 電波障害
2 生物の多様性の確保及び多様な自然環境の体系的保全を旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	(1) 植物 (2) 動物 (3) 生態系
3 人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	(1) 景観 (2) 人と自然との触れ合いの活動の場
4 環境への負荷の回避・低減 及び地球環境の良好な状態 の保持を旨として調査,予測 及び評価されるべき環境要 素	<ul><li>(1) 廃棄物等</li><li>(2) 温室効果ガス</li></ul>

# 別表3 対象事業実施区域及びその周囲の概況調査の項目例

	X	分		調査項目
		公害全般	公害苦情	公害苦情の発生状況
	係る項目	大気に係る環境の 状況	気象	気象概況、地形等に係る気象状況 風害に係る気象状況
			大気質	大気汚染の状況 大気汚染の主要な発生源の状況
			騒音	騒音の状況 騒音の主要な発生源の状況
			振動	振動の状況 振動の主要な発生源の状況
自			悪臭	悪臭の状況 悪臭の主要な発生源の状況
然		水に係る環境の状況	水象	河川、沼の分布状況流量、流域の状況
~···			水質	水質汚濁の状況(底質含む) 水質汚濁の主要な発生源の状況
的		土壌及び地盤の状況	土壌	土壌の分布状況
状			地盤沈下	地下水の状況 地盤沈下の状況
	地域の自然的状況に係る項目	地形及び地質の状況	地形及び地質	地形の分布状況 表層地質の分布状況 重要な地形・地質の分布状況
況		動植物の生息また は生育、植生及び 生態系の状況	動物	動物種及び地域個体群の状況 貴重種の分布状況
		工感水	植物	植物種及び植物群落の状況 貴重種の分布状況
			生態系	動植物の生息・生育環境の状況 注目される生物種
		景観及び人と自然 との触れ合いの活 動の状況	景観	地域景観の状況 主要な眺望点の分布状況 景観資源の分布状況
			人と自然との触れ合 いの活動の場	野外レクリエーション地の分布状況 日常的な触れ合い活動の場の分布状況
	地域の社会的状況 に係る項目	人口及び産業の 状況 土地利用の状況	人口 産業 行政区画	人口分布及び推移 産業構造及び推移 区界、校区等
		┷ <u> </u>	現況土地利用	現況土地利用状況 都市計画法上の地区計画等の状況
社		河川、湖沼、地下 水の利用状況	水域利用の状況	その他の土地利用計画等の状況 河川、湖沼等公共用水域の利用状況
			利水の状況	河川、湖沼の利水の状況 地下水の利用状況
会		交通の状況	交通施設の分布	主な交通施設(道路、鉄道等)の分布

I		環境保全の配慮が	環境保全の配慮が必	学校、病院、療養施設等の分布
		必要な施設の配置		3 120 73700 720 220 220 3 2 2 3 3 1 5
		及び住宅の配置状		集落の分布状況
		況	T CONTO	中高層住宅の立地状況
		下水道の整備の状	下水道の整備状況	現況下水道の整備状況及び処理人口
的		況	1 13 12 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	下水道の整備計画
	環境関係法律等に	環境基本法に基づ	<u>騒音</u>	類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
	係る項目	く環境基準の類型	水質	類型指定地域、環境基準未達成地域の分布
.1.15		指定状況	小兵	
状		公害の防止に関す	大気汚染防止法に基づ	ブく区域の指定状況、規制基準等
		る法令に基づく区	騒音規制法に基づく	区域の指定状況、規制基準等
		域又は地域の指定	振動規制法に基づく	区域の指定状況、規制基準等
		状況及び規制基準	水質汚濁防止法に基づ	づく排出基準、及び指定水域又は指定地域
況			その他関係法例に基づ	づく区域等の指定状況、規制基準等
		自然環境の保全に	自然公園法に基づき	指定された国立公園、国定公園又は北海道立自然公園条例に
		関する法令に基づ	基づき指定された北流	毎道立自然公園の区域
		く区域又は地域の	自然環境保全法に基づ	づき指定された原生自然環境保全地域、 自然環境保全地域又
		指定状況	は北海道自然環境等位	保全条例に基づき指定された北海道自然環境保全地域
			都市緑地保全法に基づ	ブき指定された緑地保全地区の区域
			森林法に基づき指定で	された保安林の区域
				野生動植物の種の保存に関する法律に基づき指定された生息
			地等保護区の区域	
				スル法律に基づき設定された鳥獣保護区の区域
				づく区域等の指定状況
				き指定された名勝又は天然記念物
				指定された風致地区の区域
			その他関係法令に基	基づく区域等の指定状況
		域の指定状況		
			砂防法に基づく砂防	
				る災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域
				基づく地すべり防止区域
			その他関係法令に基	基づく区域等の指定状況
		地域		
		境保全に関する施	札幌市環境基本計画	
	策に係る項目		札幌市温暖化対策推	<b>生計</b> 側
			札幌市水環境計画	m++ + + 1 ==
			札幌市一般廃棄物処理	
	61			画及び保全目標の設定状況等
	その他		事業予定地周辺にま	おける関連開発計画等
1				

# 別表 4 環境影響評価の項目

その1 一般道路に係る基本項目

影 響 要 因 の 区 分			工事の実施					土地又は工作物の 存在及び供用			
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	物の撤去切土工等又は既存工作	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	式)の存在 道路(地表式又は堀割	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行	
	大気質	窒素酸化物 浮遊粒子状物質									
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに		粉じん等									
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を	騒音	騒音									
旨として調査 , 予測及 び評価されるべき環境	振動	振動									
要素	水質	水の濁り									
	地形及び地質	重要な地形及び 地質									
	その他	日照阻害									
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地									
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地									
	生態系	地域を特徴づけ る生態系									
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観									
査,予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場									
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物									

#### 「備考 つ

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 9. この表において「工事施工ヤード」とは,工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

## その2 林道に係る基本項目

	影 蠁 要	因の区分		工事	· の 3	実 施			スは工作 王及び供	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	物の撤去切土工等又は既存工作	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	式)の存在 道路(地表式又は堀割	道路(嵩上式)の存在	自動車の走行
		窒素酸化物								
	大気質	浮遊粒子状物質								
人の健康の保護及び生		粉じん等								
活環境の保全,並びに 環境の自然的構成要素	騒音	騒音								
の良好な状態の保持を 旨として調査,予測及	振動	振動								
│ び評価されるべき環境 │ 要素	水質	水の濁り								
	地形及び地質	重要な地形及び 地質								
	その他	日照阻害								
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地								
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地								
o canaan	生態系	地域を特徴づけ る生態系								
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観								
査,予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの 活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場								
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査、予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物								

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは,粉じん,ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の 観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 9. この表において「工事施工ヤード」とは,工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

影響要因の区分		要因の区分		I	事の	D 実	施		土地又は工作物の 存在及び供用			
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	堤体の工事	原石の採取の工事	路の設置の工事施工設備及び工事用道	道路の付替の工事	堤体の存在	原石山の跡地の存在	道路の存在	貯水池の存在がんできる。
	大気質	粉じん等										
	騒音	騒音										
	振動	振動										
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに		水の濁り										
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を		水温										
旨として調査,予測及 び評価されるべき環境	水質	富栄養化										
要素		溶存酸素量										
		水素イオン濃度										
	地形及び地質	重要な地形及び地質										
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及び群 落とその生育地										
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及び注 目すべき生息地										
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づける生 態系										
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及び景 観資源並びに主要な 眺望景観										
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合 いの活動の場	主要な人と自然との 触れ合いの活動の場										
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物										

#### 「備考]

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

	影響	要 因 の 区 分 .		工事	· の :	実施		土地又は工作物の 存在及び供用
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	放水路等の施設の工事	掘削の工事	堤防の工事	放水路等の存在及び供用
	大気質	粉じん等						
	騒音	騒音						
	振動	振動						
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに 環境の自然的構成要素		水の濁り						
の良好な状態の保持を 旨として調査,予測及 び評価されるべき環境	水質	地下水の塩素イオン 濃度						
要素		地下水の水位						
	地形及び地質	重要な地形及び地質						
	その他	地盤沈下						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及び群 落とその生育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及び注 目すべき生息地						
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づける生 態系						
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及び景 観資源並びに主要な 眺望景観						
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合 いの活動の場	主要な人と自然との 触れ合いの活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物						

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは,粉じん,ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

#### その5 鉄道・軌道に係る基本項目

	影響要因(		工事	<b>事の</b> 事	€ 施		は工作物の なび供用	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	物の撤去切土工等又は既存工作	割式) (地表式又は堀 の存在(地表式又は堀 の存在(地表式又は堀 の存在(地表式又は堀	(地上式) 列車又は車両の走行	(地下式) 列車又は車両の走行
	大気質	粉じん等						
人の健康の保護及び生	騒音	騒音						
活環境の保全,並びに 環境の自然的構成要素	振動	振動						
の良好な状態の保持を 旨として調査,予測及 び評価されるべき環境	水質	水の濁り						
要素	地形及び地質	重要な地形及び 地質						
	その他	日照阻害						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物						

# [ 備考 ]

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

## その6 飛行場に係る基本項目

	影響要	因の区分	I	事の実	施		又は工作物 在及び供別	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	場施設の設置よる土地造成及び飛行切土工及び盛土工等に	存在飛行場及びその施設の	航空機の運航	飛行場の施設の供用
	大気質	窒素酸化物						
	人	粉じん等						
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに	騒音	騒音						
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を	振動	振動						
旨として調査,予測及 び評価されるべき環境 要素	水質	水の汚れ						
	3.4	水の濁り						
	地形及び地質	重要な地形及び 地質						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
査,予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場				_		
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物						

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは,粉じん,ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

### その7 水力発電所に係る基本項目

	影響要因	因の区分	I	事の実	施		2又は工作物 在及び供別	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	の設置切土工等及び発電施設	工作物の存在地形改変後の土地及び	水池の存在 発電施設の供用及び貯	河水の取水
	大気質	粉じん等						
	騒音	騒音						
	振動	振動						
人の健康の保護及び生		水の汚れ						
活環境の保全,並びに環境の自然的構成要素		水の濁り						
の良好な状態の保持を旨として調査,予測及	水質	水温						
び評価されるべき環境要素	小克	富栄養化						
		溶存酸素量						
		水素イオン濃度						
	地形及び地質	重要な地形及び 地質						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合いの 活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場						
環境への負荷の回避・低減及び地球環境の良好な状態の保持を旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物						

## [ 備考 ]

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8.この表において「切土工等」とは,切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

その8 火力・地熱発電所に係る基本項目

	影 響 要 因 の				実	施				に 作物の が供用	か	
		~ /	建	用 資 い 材	۲	の切	工地		施詢	役の稼	働	
環 境 要 素 の	区分		建設機械の稼働	いる車両の運行材及び機械の運搬に	ゅんせつエ	設置。土工等及び発電施設	作物の存在   形改変後の土地及び	排出ガス	排水	温排水	機械等の稼働	廃棄物の発生
		硫黄酸化物										
		窒素酸化物										
	大気質	浮遊粒子状物質										
		石灰粉じん										
人の健康の保護及び生		粉じん等										
活環境の保全,並びに 環境の自然的構成要素	騒音	騒音										
の良好な状態の保持を 旨として調査,予測及	振動	振動										
び評価されるべき環境 要素		悪臭										
		水の汚れ										
	水質	水の濁り										
		水温										
	地形及び地質	重要な地形及び地質										
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及び群 落とその生育地										
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及び注 目すべき生息地										
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づける生 態系										
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及び景 観資源並びに主要な 眺望景観										
査,予測及び評価され るべき環境要素	:,予測及び評価され	主要な人と自然との触れ合いの活動の場										
低減及び地球環境の良	廃棄物等	廃棄物及び副産物										
好な状態の保持を旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス	二酸化炭素										

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは,粉じん,ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは,それぞれ学術上又は希少性の 観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8.この表において「切土工等」とは,切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

#### その9 廃棄物最終処分場に係る基本項目

	影響要	因の区分	I	事の実	施		又は工作特  在及び供用	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	いる車両の運行資材及び機械の運搬に用	切土工等及び施設の設置	最終処分場の存在	廃棄物の埋立	廃棄物の搬入
	大気質	窒素酸化物						
		粉じん等						
	騒音	騒音						
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに	振動	振動						
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を	悪臭	悪臭						
旨として調査,予測及 び評価されるべき環境		水の汚れ						
要素	水質	水の濁り						
		有害物質						
	地形及び地質	重要な地形及び 地質						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
0 · C · Q · R · Q · R	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
査,予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの 活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良	廃棄物等	廃棄物及び副産 物						
好な状態の保持を旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス	メタン						

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは,粉じん,ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8.この表において「切土工等」とは,切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

#### その 10 廃棄物焼却施設等に係る基本項目

	影響要	因の区分	工事	<b>■</b> の §	実施			又は工 在及び		)	
			建	用資	置切	工地	施	設の稼	働	廃	廃
環 境 要 素 の	区分		建設機械の稼働	いる車両の運行材及び機械の運搬に	土工等及び施設の設	作物の存在形改変後の土地及び	排出ガス	排水	機械等の稼働	棄物の搬出入	棄物の発生
		硫黄酸化物									
		窒素酸化物									
	大気質	浮遊粒子状物質									
		粉じん等									
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに		有害物質									
環境の自然的構成要素	騒音	騒音									
の良好な状態の保持を 旨として調査,予測及	振動	振動									
百として調査, ア測及   び評価されるべき環境	悪臭	悪臭									
要素		水の汚れ									
	水質	水の濁り									
		有害物質									
	地形及び地質	重要な地形及び地 質									
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及び 群落とその生育地									
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及び 注目すべき生息地									
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づける 生態系									
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観									
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合い の活動の場	主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場									
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 なな状態の保持をと	廃棄物等	廃棄物及び副産物									
好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	温室効果ガス	二酸化炭素									

#### 「備老:

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8.この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

#### その 11 下水道終末処理場に係る基本項目

	影響要	因の区分	I	事の実	施		又は工作物 在及び供用	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	の設置切土工等及び処理施設	工作物の存在地形改変後の土地及び	施設の稼働	廃棄物の発生
	大気質	粉じん等						
	騒音	騒音						
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに	振動	振動						
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を	悪臭	悪臭						
旨として調査,予測及び評価されるべき環境 要素	水質	水の汚れ						
女糸	小貝	水の濁り						
	地形及び地質	重要な地形及び 地質						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合いの 活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良	廃棄物等	廃棄物及び副産 物						
好な状態の保持を旨として調査,予測及び評		産業廃棄物						
価されるべき環境要素	温室効果ガス	メタン						

#### [ 備考 ]

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 8. この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

#### その 12 特定工場に係る基本項目

	影響	要因の区分	エ	事の	実施			又は工 在及び		)	
	35		建	用資	施よ切	工地	施	設の稼	働	資	廃
環 境 要 素 の	区分		建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	施設の設置が出土工及び盛土工等に	作物の存在形改変後の土地及び	排出ガス	排水	施設等の稼働	資材等の搬出入	棄物の発生
		硫黄酸化物									
		窒素酸化物									
	大気質	浮遊粒子状物質									
		有害物質									
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに		粉じん等									
環境の自然的構成要素	騒音	騒音									
旨として調査,予測及											
│ び評価されるべき環境 │ 要素		水の汚れ									
	水質	水の濁り									
		有害物質									
	地形及び地質	重要な地形及び地質									
	その他	地盤沈下									
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及び群 落とその生育地									
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及び注 目すべき生息地									
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づける生 態系									
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及び景 観資源並びに主要な 眺望景観									
査,予測及び評価されるべき環境要素 人	人と自然との触れ合 いの活動の場	主要な人と自然との 触れ合いの活動の場									
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と ―	廃棄物等	廃棄物及び副産物									
して調査,予測及び評価されるべき環境要素	温室効果ガス	二酸化炭素									

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

#### その 13 大規模建築物に係る基本項目

	影響要	因の区分	工事の実施				又は工作特 在及び供月	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	作物の設置等 にないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	工作物の存在地形改変後の土地及び	事業活動	資材等の搬出入
	大気質	窒素酸化物						
		粉じん等						
	騒音	騒音						
	振動	振動						
人の健康の保護及び生	その他	風害						
活環境の保全,並びに環境の自然的構成要素	Lee	水の汚れ						
の良好な状態の保持を旨として調査,予測及	水質	水の濁り						
び評価されるべき環境要素	地形及び地質	重要な地形及び 地質						
		地盤沈下						
	その他	電波障害						
		日照阻害						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合いの 活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を与り	   廃棄物等 	廃棄物及び副産 物						
好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	温室効果ガス	二酸化炭素						

## [ 備考 ]

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは,粉じん,ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

その 14 土地区画整理,新住宅市街地開発及び住宅団地の造成に係る基本項目

	影響要	因の区分:	I	事の実	施		又は工作物 在及び供	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	作物の建設よる造成工事並びに工い出工及び盛土工等に	工作物の存在地形改変後の土地及び	動を地等における人の活	自動車の走行
	大気質	窒素酸化物						
		粉じん等						
人の健康の保護及び生 活環境の保全,並びに	騒音	騒音						
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を 旨として調査,予測及	振動	振動						
び評価されるべき環境 要素	水質	水の汚れ						
		水の濁り						
	   地形及び地質 	重要な地形及び 地質						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物						

#### [ 備考]

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

#### その 15 流通業務団地造成に係る基本項目

	影響要因の区分	I	事の実	施	土地又は 存在及	工作物の び供用	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	作物の建設よる造成工事並びに工い土工及び盛土工等に	工作物の存在地形改変後の土地及び	資材等の搬出入
	大気質	窒素酸化物					
人の健康の保護及び生		粉じん等					
活環境の保全,並びに 環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を	騒音	騒音					
の民好な状態の味行を 旨として調査,予測及 び評価されるべき環境 要素	振動	振動					
女糸	水質	水の濁り					
	地形及び地質	重要な地形及び地 質					
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及び 群落とその生育地					
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及び 注目すべき生息地					
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づける 生態系					
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観					
査,予測及び評価されるべき環境要素	人と自然との触れ合いの 活動の場	主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場					
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物					

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

	影響要	要因の区分:	I	事の実	施		又は工作物 在及び供用		
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	作物の建設 に工事並びに工切出工及び盛出工等に	工作物の存在地形改変後の土地及び	動工場等における事業活	資材等の搬出入	
		硫黄酸化物							
	   大気質	窒素酸化物							
1の健康の促進及が生		浮遊粒子状物質							
活環境の保全,並びに	その白然的様式画表								
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を	騒音	騒音							
旨として調査,予測及 び評価されるべき環境									
要素									
	3.52	水の濁り							
	地形及び地質	重要な地形及び地 質							
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及び 群落とその生育地							
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され	動物	重要な動物種及び 注目すべき生息地							
るべき環境要素	生態系	地域を特徴づける 生態系							
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調	景観	主要な眺望点及び 景観資源並びに主 要な眺望景観							
査,予測及び評価され るべき環境要素	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然と の触れ合いの活動 の場							
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と	廃棄物等	廃棄物及び副産物							
好な状態の保持を自と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	温室効果ガス	二酸化炭素							

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは,粉じん,ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

## その 17 農用地造成に係る基本項目

影響		要因の区分.	工 事 の 実 施			土地又は工作物の 存在及び供用		
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	作物の建設 よる造成工事並びに工 切土工及び盛土工等に	工作物の存在地形改変後の土地及び		
人の健康の保護及び生活環境の保全,並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物						
		粉じん等						
	騒音	騒音						
	振動	振動						
	水質	水の汚れ						
		水の濁り						
	地形及び地質	重要な地形及び地質						
生物の多様性の確保及 び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	植物	重要な植物種及び群 落とその生育地						
	動物	重要な動物種及び注 目すべき生息地						
	生態系	地域を特徴づける生 態系						
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景 観資源並びに主要な 眺望景観						
	人と自然との触れ合い の活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産物						

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは,粉じん,ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

(0) 10 0 ) ) 1	影響要因の区分		工事の実施		土地又は工作物の 存在及び供用			
環境要素の区分			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	作物の建設に工事並びに工切出工及び盛出工等に	工作物の存在地形改変後の土地及び	緑地の保全	自動車の走行
人の健康の保護及び生活環境の保全,並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物						
		粉じん等						
	騒音	騒音						
	振動	振動						
	水質	水の濁り						
		有害物質						
	地形及び地質	重要な地形及び 地質						
生物の多様性の確保及 び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
	人と自然との触れ合いの 活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物						

- 1. 印は,各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の 観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

その19 土地区画整理(流通・工業系)及びその他の土地造成に係る基本項目

影響要		因の区分	エ 事 の 実 施			土地又は工作物の 存在及び供用	
環 境 要 素 の			建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	作物の建設 よる造成工事並びに工 切土工及び盛土工等に	工作物の存在地形改変後の土地及び	資材等の搬出入
人の健康の保護及び生活環境の保全,並びに環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	大気質	窒素酸化物 粉じん等					
	騒音	騒音					
	振動	振動					
	水質	水の汚れ					
		水の濁り					
	   地形及び地質 	重要な地形及び 地質					
生物の多様性の確保及 び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地					
	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地					
	生態系	地域を特徴づけ る生態系					
人と自然との豊かな触 れ合いを旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観					
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場					
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物					

#### 「備老

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは,主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

	影響要	因の区分	I	事の実	施		!又は工作特 存在及び供!	
環 境 要 素 の	区分		建設機械の稼働	用いる車両の運行資材及び機械の運搬に	プラントの建設	土石等の採取	の稼働の移動	土石等の搬出入
	大気質	窒素酸化物						
人の健康の保護及び生		粉じん等						
活環境の保全,並びに 環境の自然的構成要素	騒音	騒音						
の良好な状態の保持を 旨として調査,予測及 び評価されるべき環境	振動	振動						
要素	水質	水の濁り						
	地形及び地質	重要な地形及び 地質						
生物の多様性の確保及	植物	重要な植物種及 び群落とその生 育地						
び多様な自然環境の体 系的保全を旨として調 査,予測及び評価され るべき環境要素	動物	重要な動物種及 び注目すべき生 息地						
	生態系	地域を特徴づけ る生態系						
人と自然との豊かな触れ合いを旨として調査,予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及 び景観資源並び に主要な眺望景 観						
	人と自然との触れ合いの 活動の場	主要な人と自然 との触れ合いの 活動の場						
環境への負荷の回避・ 低減及び地球環境の良 好な状態の保持を旨と して調査,予測及び評 価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物及び副産 物						

#### 「備考

- 1. 印は、各欄に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。
- 2. この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 3. この表において「重要な地形及び地質」、「重要な動物種」及び「重要な植物種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 4. この表において「注目すべき生息地」とは,学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 5. この表において「主要な眺望点」とは,不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 6. この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 7. この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは,不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

# 別表 5 調査、予測及び評価の手法

1 生活環	境に係る環境要素	
環境要素 の区分	語	] 査 手 法
大	1 調査(1) 次のでは、	2 調査方法 (1) 大幌 が設置する常時監視及びし、気象収集・整理・解するでは、一定ないのとおります。 (1) 大幌 所等的 が設置する 常時監視及びし、気象収集・整理・解すを行うこう場 本る。 次のとおります。 (1) 大環境 とここの は、 (1) 大環境 とここの は、 (1) 大環境 とここの は、 (1) 大環境 とこの との

対象事業の実施により変化する大気汚染物質 の濃度又は飛散若しくは降下する量とする。

# 2 予測方法

1 予測内容

次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼 性を有する方法の中から適切なものを選択し、 又は組み合わせる。

- (1) プルームモデル
- (2) パフモデル
- (3) JEA モデル
- (4) 風洞模型実験

### 3 予測地域

対象事業の実施により大気質が影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する大気質の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、大気質への環境影響を的確 に把握できる地点など、予測に適切な地点とす る。

#### 5 予測時期

工事の実施による影響が最大になる時期及び 供用開始後事業活動が定常状態に達した時期と する。

### 評 価 手 法

- 1 大気質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 大気質に係る基準又は目標が示されている場合 にあっては、予測の結果と当該基準等との整合 が図られているか否かについて評価する手法

環境要素	児に你の垠児女糸	
吸収安系 の区分		調査手法
<b>騒</b>	1 調査の (1) 騒の (1) 騒の (1) 騒の (1) 騒の (1) 騒の (1) いの (1) いの (1) いの (1) の (1)	2 調査方法 (1) 騒音の状況 札幌市等が実施する常時監視測定局等における測定 資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、項目に応じて次のとおりとする。 ア 環境騒音 騒音に係る環境基準について(平成10年環境庁告示第64号)に定める方法又はその他の適切な方法。 (7) 工場・事業場騒音 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年厚生・農林・通産・運輸省告示第1号)に定める方法又はその他の適切な方法 (4) 自動車騒音 騒音に係る環境基準について定める方法又はその他の適切な方法 (5) 航空機疑音に係る環境基準について(昭和48年環境庁告示第154号)に定める方法又はその他の適切な方法 (1) 鉄道・軌道等騒音 航空機経音に係る環境基準について(昭和50年環境庁告示第46号)、在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日環大一第174号)に定める方法又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日環大一第174号)に定める方法又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日環大一第174号)に定める方法又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について(平成7年12月20日環大一第174号)に定める方法又は大規模改良に際しての騒音が策の指針について(平成7年12月20日環大一第174号)に定める方法又は大規模改良に際しての騒音が策ら指針について(平成7年12月20日環大一第174号)に定める方法又は大規模改りに乗るを指数である方法又は大規模では、1年での場合を表達してでが表達を引きによりを表達を制定しての地の適切な方法。 (2) 自然の表述を発生である。  3 調査地域の変更の表述を重点的に収集することとする場合)調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的に騒音の状況を密まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的に騒音の状況を把握できる程度とする。

### 評 価 手 法

- 予測内容
   騒音レベルとする。
- 2 予測方法

対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、騒音伝搬モデルによる方法、既存事例の引用又は解析等により行う。

3 予測地域

対象事業の実施に伴い発生する騒音により環境影響を受けるおそれのある地域とする。

- 4 予測地点(一定の地点に関する騒音の状況の変化を重点的に把握することとする場合)地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、騒音による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。
- 5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期または平均的な状況を呈する日とし、時間帯については、環境基準及び規制基準の区分に配慮して定める。

- 1 騒音による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、騒音 に係る基準又は目標が示されている場合にあって は、予測の結果と当該基準等との整合が図られてい るか否かについて評価する手法

	現に係る坂現安系 「	
環境要素 の区分	調	査 手 法
振動	1 調査内容 (1) 振動の状況 次の項目のうち、環境影響評価を 行う項目として選定したものの状況 ア 環境振動 イ 特定振動 (7) 3 (7) 3 (7) 3 (7) 3 (7) 3 (7) 3 (7) 3 (7) 3 (7) 3 (7) 3 (7) 4	2 調査方法 (1) 振動の状況 札幌市等が実施した測定資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととの方法は、項目に応じて次のとおりとする。 ア 環境振動 日本工業規格 Z 8735 に定める方法又はその他の適切な方法 イ 特定振動 特定正関する方法又はその他の 規制に関する方法又はその他の通切な方法 (7) 工場・事業場振動 特定工関する 基準(昭和51年環境庁告示第90号)に定める方法又はその他の適切な方法 (1) 道路規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)第12条に定める方法又はその他の適切な方法 (5) 鉄道・軌道等振動環境保全上以て(定める方法又はその他の適切な方法(り)鉄道・軌道等振動環境保全上の10に定める方法又はその他の適切な方法(り)群第32号)に定める方法又はその他の適切な方法(1)建設規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)に定める方法又はでの通常な方法(1)建設規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)に対策振動に対し、関連財制を表別である測定方法に準拠の規制にする。 (2) 自然的・社会的状況関係する法令及び資料調査を受けるる。 3 調査地域の実施により振動レベルが影響を受けるよる。 4 調査も地域の実施に範囲を含め密集度を受けるの状況を連続を受けるのが大きを受けるある。 5 調査地域の特性を考慮して、度とする。 5 調査地域の特性を考慮して、度とする。 5 調査地域の特性を表慮とする。

### 評 価 手 法

- 予測内容 振動レベルとする。
- 2 予測方法

対象となる事業特性及び地盤性状等を考慮して、振動伝搬理論による方法、既存事例の引用 又は解析等により行う。

3 予測地域

対象事業の実施に伴い発生する振動により環境影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する振動の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、振動による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。

5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び時間帯並びに工事の施行後における事業活動が定常に達した時期及び時間帯とし、時間帯については、規則基準の区分に配慮して定める。

- 1 振動による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 振動に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

環境要素 の区分	調	査 手 法
臭	1 調査内容 (1) 悪臭の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 2 条第 2 項に規定する臭気指数 イ 臭気排出強度 (2) 自然的・社会的状況 次のうち、必要な事項ア 気象向(イ)風速(り)気温(エ)湿度 イ 規制等の(イ)風速(り)湿度 イ 規制等の(イ) 周辺の土地利用(ウ) その他	2 調査方法 (1) 悪臭の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行う こととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりとする。 ア 臭気指数及び臭気排出強度の算出の方法(平の地の適切な方法 イ その他の適切な方法 (2) 自然的・社会的状況 ア 気重近の地上気象観測指針(気象庁)に定める方法 (1) その他の適切な方法 イ 規制等の状況 関係する法令及び資料調査による。 3 調査地域 対象事業の実施により悪臭の影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とし、で定める。 4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集するでの発生源、住宅の密集度を勘案して定める。 4 調査地点(こととする場合)調査地域のの状況を踏まえ、調査では適切かつ効果的である対象の状況を踏まなど調査に適切かつ効果的である。 5 調査間間及び時期調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に悪臭の状況を把握できる程度とする。

### 評 価 手 法

### 1 予測内容

対象事業の実施に伴って排出される悪臭物質による臭気指数及び排出口からの臭気排出強度とする。

### 2 予測方法

対象となる対象事業の特性及び関係地域の概 況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同 等以上の信頼性を有する方法の中から適切なも のを選択し、又は組み合わせる。

- (1) T.O.E.R (総臭気排出強度)経験則の引用・ 解析
- (2) 大気拡散式
  - ア プルーム式(有風時)
  - イ パフ式 (無風時)
- (3) 類例事例による方法

#### 3 予測地域

対象事業の実施により悪臭の影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する悪臭の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、悪臭による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。

### 5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び工事の施 行後における事業活動が定常に達した時期とす る。

- 1 悪臭による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 悪臭に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

1 生活環	境に係る環境要素	
環境要素 の区分	調	査 手 法
低周波音	1 調査内容 (1) 低周波音の状況 次の項目のうち、環境影響評価を 行う項目として選定したものの状況 ア 低周波音の1/3オクターブ バンド音圧レベル イ G特性音圧レベル (2) 自然的・社会的切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 周辺の土地利用 (イ) 交通状況等自動車交通量、車種構成、道路網構造及び事等の主要な発生源の分布等	2 調査方法 (1) 低周波音の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行う こととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次のとおりとする。 ア 低周波音の測定方法に関するマニュアル(平成12年10月環境庁大気保全局)に定める測定方法 イ 低周波音及び周波数分析器を用い、JIS-28731にて記する特性を有する測定方法に準拠する。 (2) 自然的・社会的状況 既存資料の整理・解析又は現地調査の方法による。 3 調査地域 対象事それのある範囲を含む地域とし、勘案を受けるおそれのあ名。 4 調査事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれがある。 6 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合) 副済の状況を踏まえど調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。 5 調査期間及び時期 調査期間及び時間帯とする。 調査期間及び時間帯とする。 調査時間帯とする。 時間帯とする。 時間帯とする。

### 評 価 手 法

#### 1 予測内容

低周波音の1/3オクターブバンド音圧レベル又はG特性音圧レベルを予測する。

#### 2 予測方法

対象事業の種類及び規模、建築物の状況等を 考慮して、次に掲げる予測方法又はこれらと同 等以上の信頼性を有する方法の中から適切なも のを選択し、又は組み合わせる。

- (1) 伝搬理論計算式による方法
- (2) 経験的回帰式による方法
- (3) 模型実験による方法
- (4) 類似事例の参照による方法

### 3 予測地域

対象事業の実施により低周波音の影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する低周波音の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、低周波音による環境影響を 的確に把握できる地点など、予測に適切な地点 とする。

### 5 予測時期

次に掲げる時点のうち必要な時期とする。

- (1) 対象事業に係る工事の施工中の代表的な時期
- (2) 対象事業に係る工事の完了後で事業活動が 通常の状態に達した時期

- 1 低周波音による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 低周波音に係る基準又は目標が示されている場 合にあっては、予測の結果と当該基準等との整 合が図られているか否かについて評価する手法

環境要素		
の区分	調	査 手 法
<b>国</b>	1 調査内容 (1) 風速の状況 次の項目のすち、環境影響評価を 行う項目として選定したものの状況 ア 上空風風の状況	2 調査方法 (1) 風向・風速の状況 ア 上空風の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析する ことを基本とし、必要に応じて現地調査を 行うこととする。 なお、現地調査を行う場合は、直近の地 上気象観測指針(気象庁)に準拠する。 イ 地表付近の存資に応じて現地観測を 行うことと現地観測を行う場合は、上空風の 調査に準上空風の調査とする。 なお、準じるとする。 なおに準したでする。 また上空掘すっか。 の風環境ションの方法により 強な動しの状況 文献によるといる。 (2) 自然等既たし、必要に応じて現地調査を 行うこととを基本とし、必要に応じて現地調査を 行うことを基本とし、必要に現地調査を 行うことを基本とし、必要に現地調査を 行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を 行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を 行うことを基本といる。 (2) 自然等既たし、必要に応じて現地調査を 行うことを基本とし、必要に応じて現地調査を 行うことを基本といる。 (3) 調査地域 文献等既による建築物等る範でに地域の 状況 主ととする。 (4) 調査が高いのよりでは、 は、こととする。 (5) 調査が高いのよりでは、 は、こととする。 (6) に収集を重点的 に収集を重点的 に収集を重点的 に収集を重点の状況を適切に地域の 状況を踏つの状況を適切に地域のの地点とする。 (6) に収集を重点的 に収集を受けるおの範囲をした。 は、こととする場響に関する情報を重点的 に収集を受けるおの範囲を は、こととする場響にある。 (6) に関する情報を重点的 に収集を可能に関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに対した地域の は、に関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関するに関する

### 評 価 手 法

# 1 予測内容

次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- (1) 平均風向、平均風速及び最大風速等の突風 の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及 び変化の程度。
- (2) 年間における強風の出現頻度

#### 2 予測方法

対象事業の種類、規模及び建築物等の状況等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- (1) 風洞実験による方法
- (2) 流体数値シミュレーションによる方法
- (3) その他適切な方法

# 3 予測地域

対象事業の実施により風害の影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する風害の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受けるおそれのある地点、風害による環境影響を的確に把握できる地点など、予測に適切な地点とする。

5 予測時期

建築物等の建設工事の完了した時点とする。

- 1 風害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 風害に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

- 171	現に係る坂児安系 	
環境要素 の区分	調	査 手 法
水 (びを) 質及水 (質及水)	1 (1) 次の (1) 表 (1) 次の (1) 表 (1) 次の (1) 環 (1) 表 (1	3 調査方法 (1) 水質の状況 札幌市等が実施する常時集・整報理・網査を行る測定資料及び、必要に応じて現地調査を行う場合の方法は、 (7) 水質汚濁境に係告示第59号)に応が可別のでは、 (7) 水質汚濁境に係告示第59号)に定めるに原立の表達ををは、 (4) 排出基準を長官が全場での保護に関目の別定方法 (5) 水質汚濁に係る環境基準についてのあるに係者の表達ををは、 (6) 非出基準を長いの健康の保護に関目の別定方法。 (7) 水質汚濁に係る環境をでの保護に関目の別定方法。 (1) が大変汚法のの健康のの監視では、 (1) が大変に係るのの健康の保護に関目の別定が表別の別ににのよりに定める方法。 (1) が大変による人の健康の関係では、 (1) が大変による大のでは、 (1) が大変には、 (2) が、 (3) が大変には、 (4) が大変には、 (5) が、 (6) が、 (7) は、 (7) は、 (7) は、 (7) は、 (7) は、 (4) が、 (5) は、 (5) が、 (5) は、 (6) が、 (6) は、 (7) な、 (7) は、 (7) に、 (7) に、 (7) に、 (7) に、 (7) に、 (7) に、 (7) は、 (7) に、 (7) は、 (7) に、 (7) は、 (7)

### 評 価 手 法

# 1 予測内容

対象事業の実施により変化する水質汚濁物質 の濃度等の状況とする。

### 2 予測方法

対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、次に掲げる方法又はこれらと同等以上の信頼性を有する方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- (1) 河川、湖沼
  - ア ジョセフ・センドナー式
  - イ 岩井・井上式
  - ウ 単純混合式
  - エ ストリーター・ヘルプス式
  - オ その他の数理解析モデル
  - 力 統計的手法
- (2) 地下水
  - ア 数理解析モデル
  - イ 類例事例を参考にする方法
- (3) 底質
  - ア 類例事例を参考にする方法
- 3 予測地域

対象事業の実施により水質が影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する水質の状況の 変化を重点的に把握することとする場合)

地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、水質への環境影響を的確に 把握できる地点など、予測に適切な地点とする。

# 5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行 後における事業活動が定常に達した時期とす る。

- 1 水質への環境影響について、現況と予測結果 の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限 り回避され、又は低減されており、必要に応じ その他の方法により環境の保全についての配慮 が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 水質に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

環境要素	<b>≜</b> 177	<b>ホ エ </b> 汁
の区分	司问	查 手 法
水 ( びを 質下)	る物質等 (イ) ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚染、水質の汚染、水質の汚染に係る環境を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境庁告示第68 号)に、4 年間の方のでは、10 年間のでは、10 年間	場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第14号)に定める方法(り)ダイオキシン類による大気の汚染を含む。)及び土壌の汚染に低の停止質環境基準にいて(平成11年環境庁告示第68号)に定める物質(I)その他の適切な方法(2)自然的・社会的状況ア・水象等の状況、海洋観測指針(日本海洋学会・気象庁)に定める方法、(7)水等の状況、関き取り調査又は資料調査による。(7)水質汚染源の発生源の状況、関き取り調査の発生源の状況、関き取り調査の発生源の状況、関係の状況、関係の統計資料による。(1)気象に係る統計資料による。イ規制等の状況、関係の状況、質系により水質が影響を受けるある法のある範囲を含む地域として定める。  3 調査地域、対象事業の実施により水質が影響を受けるあるおそれのある範囲を含む地域等により、での地点に関する情報を重点的に収集すると認める。  4 調査地点に一定の地点に関する情報を重点的に収集すると認められる地点とする。  5 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた水質の状況を把握できる程度とする。

予 測 手 法	評 価 手 法

·	現に係る坂現安系	
環境要素 の区分	調	査 手 法
地野及び	1 調査内容 (1) 地形・地質の状況 次の項目のうち、環境影響評価を 行う項目として選定したものの状況 ア 地形及び地質の状況 イ 学術上等から注目される、地 形・地質及び自然現象の状況 ウ その他 (2) 自然的・社会的状況 次のうちめに必要 ア 規制等の状況 (ア) 急傾斜地の崩壊による災害 の防止に第57号)に規定する。傾斜地崩壊危険区域 (1) 砂防法(明治30年法律第29号)に規定する砂防指定地 (ウ)河川法(昭和39年法律第167号)に規定する砂防指定地 (ウ)河川法(昭和39年法律第10年分号)に規定する河川保全区域 (エ)文化財保護法(昭和25年法律第214号)その他関係等 (オ)その他	2 調査方法 (1) 地形・地質の状況 札幌市等が実施した測定資料及び文献を 収集・整理・解析することを基本とし、必要 に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次の とおりとする。 ア 地形 現地確認調査その他の適切な方法 イ 地質 ボーリング等サンプル採取調査、土壌 断面調査、大会的状況 関係する法令及び資料調査による。 3 調査地域 対象事業の実施により特異な地形・地質及び自然現象が影響を受けるおそれのある。 4 調査地域とし、既存資料等を勘案して定める。 4 調査の容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査に適切かつ対果的であると認められる地点とする。 5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効率的 に地形・地質の状況を把握できる程度とする。

### 評 価 手 法

### 1 予測内容

次に掲げるものとする。

- (1) 地形及び地質の改変の程度及び内容
- (2) 学術上等から注目される地形・地質及び自然現象の改変の程度及び内容

#### 2 予測方法

対象事業の特性及び関係地域の概況を考慮して、学術上等から注目される地形・地質及び自然現象の消減の有無若しくは改変の程度の把握、既存の類似事例等の参照又はその他の適切な方法によるものとする。

### 3 予測地域

対象事業の実施により地形及び地質が影響を 受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する地形及び地質 の状況の変化を重点的に把握することとする場 合)

地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、地形及び地質への環境影響 を的確に把握できる地点など、予測に適切な地 点とする。

#### 5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行 後における事業活動が定常に達した時期とす る。

- 1 地形・地質への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 地形・地質に係る基準又は目標が示されている 場合にあっては、予測の結果と当該基準等との 整合が図られているか否かについて評価する手 法

	現に係る坂現安系	
環境要素 の区分	調	査 手 法
地盤沈下	1 調査内容 (1) 地盤沈下の状況 次の項目のうち、環境影響評価を 行う項目として選定したものの状況 ア 地盤沈下の状況 次のうち、適切に予測及び評価を 行うために必要な事項 ア 地盤等の状況 (ア) 地質透水性及び圧密状況等 (イ) 地下水の賦存状況、地下水の 水位及び揚水の状況等 イ 規制等の状況 (ア) 地盤沈下に係る規制 (イ) その他	2 調査方法 (1) 地盤沈下の状況 札幌市等が実施した測定資料及び文献を 収集・整理・解析することを基本とし、必要 に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次の とおりとする。 ア 地盤沈下 (ア) 水準測量、地盤沈下計等を用いる方法 (イ) その他の適切な方法 (2)自然的・社会的状況 ア 地盤等の状況 (ア)ボーリング調査、物理探査等による方法 (イ) 土質試験の方法と解説(地盤工学会)及び地盤調査法(地盤工学会)及び地盤調査法(地盤工学会)に定める方法 イ 規制等の法(の適切な方法 イ 規制等する法令及び資料調査による。 3 調査地域 対象事業の実施により地盤が沈下するおそれのある範囲を含む地域とし、軟弱地盤地帯の状況等を勘案して定める。 4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)調査が表する地点とする場合)調査が表する地点と認められる地点とする。 5 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的であると認められる地点とする程度とする。

# 1 予測内容

地盤沈下量又は地下水位の変動及びその範囲とする。

### 2 予測方法

対象事業の計画、周囲の土地利用、地質、地下水の状況等を考慮して、次に掲げる方法の中から適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- (1) 地盤沈下数値モデル
- (2) ダルシーの法則による安全揚水量計算
- (3) 水位変動と揚水量から許容量揚水を求める 方法
- (4) 既存事例の引用又は解析等

# 3 予測地域

対象事業の実施により地盤が沈下するおそれ のある範囲を含む地域とする。

- 4 予測地点(一定の地点に関する地盤沈下の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、地盤沈下による環境影響を 的確に把握できる地点など、予測に適切な地点 とする。
- 5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行 後における事業活動が定常に達した時期とす る。

### 評 価 手 法

- 1 地盤沈下による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 風害に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

環境要素の区分	問にかる現場女祭	査 手 法
土壤	1 調査内容 (1) 土壌の状況 次のうち、環境影響評価を行う項目とは環境影響にしたのの状況 ア (現立) (現立) (現立) (現立) (現立) (現立) (現立) (現立)	2 調査方法 (1) 土壌の状況 札幌市等が実施した測定資料及び文献を 収集・整理・解析することを基本とし、必要 に応じて現地調査を行うこととする。 なお、現地調査を行う場合の方法は、次の とおりとする。 ア 土壌の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法 イ 直でニュアル(環境省水・大気環境局)に定める方法 ウ 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針(の同連用基準に流)平成14年法律第53号)に定める方法 エ 土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針(の同連用基準に流)平成14年法律第53号)に定める方法 エ 土壌の汚決法 エ 土壌の汚染にがる場合を含む。)及び土壌の汚濁(水底の停止環境庁告示第68号)に定めるオキシン類によるの汚染、。)及び土壌の汚濁(水底の停止環境庁告示第68号)に定める物質(2)自然的・社会のが災別と関係する法令及び資料調査による。 3 調査地域 対象事業の実施により土壌が影響を受けるあそれがあるをもれのあるの状況を踏まるで受けるおそれがある場合ととする場合)。 3 調査地域であるが過過である地点に関する情報を重点的に収集する容及び環境影響を受けるおそれがある場合が表すると調査により調査を受けるの状況を踏まると調査により、調査を受けるの状況を踏まなど調査にある。 5 調査期間及び時期 調査が表する場合に対して、適切かつ効果的に土壌汚染の状況を把握できる程度とする。

### 評 価 手 法

### 1 予測内容

対象事業の実施により変化する土壌汚染物質の状況とする。

### 2 予測方法

対象事業の計画、土壌汚染の状況、地質等を 考慮して土壌の改変の程度を把握し予測する方 法、既存事例の引用及び解析又はその他の適切 な方法により行う。

なお、予測に当たっては、土地の改変に伴う 土壌の移動又は流出についても考慮する。

### 3 予測地域

対象事業の実施により土壌が影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点 (一定の地点に関する土壌の状況の 変化を重点的に把握することとする場合)

地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、土壌への環境影響を的確に 把握できる地点など、予測に適切な地点とする。

# 5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行 後における事業活動が定常に達した時期とす る。

- 1 土壌への環境影響について、現況と予測結果 の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限 り回避され、又は低減されており、必要に応じ その他の方法により環境の保全についての配慮 が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 土壌に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

	現に係る坂項安系	
環境要素 の区分	調	査 手 法
日照阻害	1 調査内容 (1) 日影の状況 次の項目のうち、環境影響評価を 行う項目として選定したものの状況 ア 日影の状況 対象事業及び既存建築物による日影の範囲、時刻及び時間数等 (2) 自然的・社、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域 (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく日影の規制基準 (ウ)既存建築物及び日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等 (I) 地形	2 調査方法 (1) 日影の状況 天空図の作成又は天空写真を撮影する方法による。なお、既存建築物による日影の調査は、地形及び建築物等の調査結果から時刻別日野図等を作成する方法による。 (2) 自然的・社会的状況関係する法令及び資料調査による。 3 調査地域対象事業の実施により日照阻害の生じるおそれのある範囲を含む地域とし、土地利用の状況等を勘案して定める。 4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。 5 調査期間及び時期調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に日影の状況を把握できる程度とする。

### 評 価 手 法

### 1 予測内容

次に掲げるもののうちから必要なものを選択する。

- (1) 冬至日(必要がある場合は、冬至日以外の日も含む。)における日影の範囲、日影となる時刻及び時間数等の日影の状況の変化の程度
- (2) 日照阻害の影響に特に配慮すべき施設等に おける日影となる時刻及び時間数等の日影の 状況の変化の程度

# 2 予測方法

対象事業の種類及び規模、建築物の状況等を 考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切 なものを選択し、又は組み合わせる。

- (1) 時刻別日影図、等時間日影図等の作成によ る方法
- (2) 天空図又は合成写真の作成による方法
- (3) その他適切な方法

#### 3 予測地域

対象事業の実施により日照阻害の影響を受けるおそれのある地域とする。

- 4 予測地点(一定の地点に関する日照阻害の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、日照阻害による環境影響を 的確に把握できる地点など、予測に適切な地点 とする。
- 5 予測時期

建築物等の建設工事が完了した時期とする。

- 1 日照阻害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 日照阻害に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法

	現に係る坂現安系	
環境要素 の区分	調	査 手 法
電波障害	1 電波障害の状況	2 調査方法 (1) テレビ電波の状況 ア テレビ電波の受信状況 現地調査を基本とし、原則として次に掲げる方法により行う。 (7) 受信画質の状況 建造物によるテレビ受信障害の調査と対策(電政障害防止協議会、平成7年増補改訂版)に準拠する。 (4) テレビ電定車等を使用する路上調査により行うものとし、必要に応じてビルの屋上等でも行う。 (5) 共同アンテナの設置状況等にである。 イ テレビ電波の送信状況

### 評 価 手 法

#### 1 予測内容

次に掲げるもののうちから必要なものを選 択する。

- (1) 建築物等の設置による遮へい障害及び反射 障害
- (2) 列車の走行によるパルス雑音障害及びフラッター障害
- (3) 航空機又はヘリコプターの飛行によるフラッター障害

### 2 予測方法

対象事業の種類及び規模、地域のテレビ電波の受信状況を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、又は組み合わせる。

- (1) 建造物による電波障害予測計算式
- (2) 類似事例の参照による方法
- (3) その他の適切な方法

### 3 予測地域

対象事業の実施により電波障害の影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する電波障害の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、電波障害による環境影響を 的確に把握できる地点など、予測に適切な地点 とする。

# 5 予測時期

次に掲げる時期とする。

- (1) 建築物等の設置によるものについては、建 設工事が完了した時期
- (2) 列車の走行又は航空機の飛行によるものに ついては、対象事業における列車等の運行計 画から見て適切な時期

- 1 電波障害による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 電波障害に係る基準又は目標が示されている場 合にあっては、予測の結果と当該基準等との整 合が図られているか否かについて評価する手法

# 2 自然環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調査手法	
植物	1 調査内の状況 次の項目を対別 では では では では でき は かい では でき は かい で は で で と で で で と で を は か で と で と で を す で と で の ら で と で を す で と で を す で と で を す で で と で で と で で と で を で と で で と で を す で と で を す で と で を す で と で を す で と で で 生 律 で の の の の の に に お の の な び の に に お の の な な で と す か で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と す で と で も で と で と で を す で と す で と で を す に に お の の な 4 年 と す が の の な 4 年 と す が の の な 4 年 と す が の の な 4 年 と す が の の な 4 年 と す が の の で 生 は で と す が の の な 4 年 と す が の で 生 は で ま で と す が の で 生 は で ま で と す で と す で と す で と で ま で と で ま で と で ま で と で ま で と で ま で と で ま で と で ま で と で ま で と で ま で と で ま で で と で ま で で と で ま で と で で ま で ま	2 調査方法 (1) 植物の状況 国等が実施した調査資料及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行う場合の方法は、次のとおりとする。 ア 現存植生調査 イ 群落構造調査 ウ 潜在自然植生調査 エ 注目すべき植物種、植物群落調査 (2) 自然的・社会的状況 関係する法令及び資料調査による。 3 調査地 対象の実施により植物が影響を受けるおそれがあるおそれの認力とするで環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえなど過過かかつか出域であると認めらられる地域であると認めらられる地域である。 5 調査期間及び特性を考慮して、年間を通じた植物の状況を把握できる程度とする。

### 評 価 手 法

### 1 予測内容

保全対象とした植物種又は植物群落の分布、 成育状況、現存量及び生理・生態特性並びに事 業計画の内容を勘案し、対象事業の実施に伴う 影響について、次に掲げる項目から選定する。

- (1) 個体への影響
  - ア 直接的損傷による死滅、生育阻害及び繁殖阻害
  - イ 生育環境の変化による生育阻害及び繁殖 阳害
- (2) 個体群への影響
  - ア 直接的損傷による死滅、規模の縮小及び 更新阻害
  - イ 生育環境の変化による規模の縮小及び更 新阳害
- (3) 植物群落への影響
  - ア 直接的損傷による消滅、規模の減少、維持・更新の阻害及び種構成の変化
  - イ 生育環境の変化による規模の減小、維持・更新の阻害及び種構成の変化
- 2 予測方法

資料調査、ヒアリング調査、類似事例調査、 実験調査及びシミュレーション等により行うこととする。

3 予測地域

対象事業の実施により保全すべき対象が影響 を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する保全対象とした植物種又は植物群落の状況の変化を重点的に把握することとする場合)

地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、保全対象とした植物種又は 植物群落への環境影響を的確に把握できる地点 など、予測に適切な地点とする。

5 予測時期

工事の実施による影響が最大になる時期及び 供用開始後事業活動が定常状態に達した時期と する。

- 1 保全対象とした植物種又は植物群落への環境 影響について、現況と予測結果の対比を行い、 実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は 低減されており、必要に応じその他の方法によ り環境の保全についての配慮が適正に行われて いるかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 植物に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

# 2 自然環境に係る環境要素

環境要素	現場に述る現場女系 調	i 手	F 法
の区分 植 物	(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制等の状況 (ア) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)に規定する自然環境保全地域 (4) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161号)に規定する自然公園 (ウ) 都市緑地法(昭和 48 年法律第 72号)に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区(I) 森林法(昭和 26 年法律第 249号)に規定する保安林等(オ)文化財保護法(昭和 25 年法律第 214号)その他関係する法令に規定する文化財等の指定状況 (カ) その他	i <del>T</del>	- /囚

予測手法	評価手法

# 2 自然環境に係る環境要素

環境要素	調	査 手 法
の区分	調査内容	調査地域・方法
動 物	1 調査 (1) かの (1) では、	調査が場所がによりでは、

### 評 価 手 法

#### 1 予測内容

保全すべき対象の分布、生息状況、現存量及び生理・生態特性並びに事業計画の内容を勘案 し、対象事業の実施に伴う影響について、次に 掲げる項目から選定する。

- (1) 個体への影響
  - ア 直接的損傷による死滅、当該地からの逃避、生育阻害及び繁殖阻害
  - イ 生息環境(採餌、営巣、移動条件等)の 変化による死滅、当該地からの逃避、生育 阻害及び繁殖阻害
- (2) 個体群への影響
  - ア 直接的損傷による死滅、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少及び維持・更新 阳害
  - イ 生息環境の変化による行動範囲の減小、 当該地からの逃避、構成メンバー数の減少 及び維持・更新阻害
- (3) 生息地(群落)への影響
  - ア 直接的損傷による消滅、当該地からの逃避、構成メンバー数の減少、維持・更新の 阻害及び種構成の変化
  - イ 生息環境の変化による当該地からの逃避、分布域・構成メンバー数の減少、維持・ 更新の阻害及び種構成の変化
- 2 予測方法

資料調査、ヒアリング調査、類似事例調査、 実験調査及びシミュレーション等により行うこととする。

3 予測地域

対象事業の実施により保全すべき対象が影響 を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する保全対象とした動物種又は生息地の状況の変化を重点的に把握することとする場合)

地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、保全対象とした動物種又は 生息地への環境影響を的確に把握できる地点な ど、予測に適切な地点とする。

### 5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行 後における事業活動が定常に達した時期とす る。

- 1 保全対象とした動物種又は生息地への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 動物に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

# 2 自然環境に係る環境要素

環境要素	調	査 手 法
の区分	調査内容	調査地域・方法
動 物	(ケ) 第2回自然環境保全基礎調査 (環境庁)動物分布調査(ほ乳 類、鳥類、両生類・は虫類、淡 水魚類、昆虫類)の調査対象種 (コ) 北海道自然環境保全指針 (サ) その他の適切な資料 エ 生息環境の状況 オ その他	で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。  5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、年間を通じた動物の状況を把握できる程度とする。
	(2) 自然的・社会的状況 次のうち、適切に予測及び評価を行うために必要な事項 ア 規制の状況等 (ア) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に規定する自然環境保全地域 (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する鳥獣保護区 (ウ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)その他関係する法令に規定する文化財等 (I) その他	

予測手法	評価手法

# 2 自然環境に係る環境要素

2 目然境	現に係る坂現安系	
環境要素 の区分	調	査 手 法
生態系	1 調査内容 (1) 生態系の状況 次の項目として選定したものの状況 次の項目として選定したものの状況 ア 生態系の構成種、個体群及び生物群見記に関係 イ 生態系のでは、動物には、動物には関係ののでは、地域を特徴がより、地域を特徴がより、地域を特徴がより、地域を特別では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	2 調査方法 (1) 生態系の状況 動植物の調査の結果及び文献を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。

### 評 価 手 法

### 1 予測内容

地形及び地質、植物、動物等の調査結果及び 対象事業の事業計画の内容を勘案し、対象事業 の実施が生態系の重要な要素に与える影響の程 度とする。

# 2 予測方法

注目される生物種等について、分布及び生育・生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析を行う方法によるものとする。

#### 3 予測地域

対象事業の実施により生態系の重要な要素が 影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する生態系の重要な要素の状況の変化を重点的に把握することとする場合)

地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、生態系への重要な要素への 環境影響を的確に把握できる地点など、予測に 適切な地点とする。

### 5 予測時期

工事の施工中の代表的な時期及び工事の施行後における事業活動が定常に達した時期とする。

- 1 生態系の重要な要素への環境影響ついて、現 況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内 で、できる限り回避され、又は低減されており、 必要に応じその他の方法により環境の保全につ いての配慮が適正に行われているかどうかを評 価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 生態系に係る基準又は目標が示されている場合 にあっては、予測の結果と当該基準等との整合 が図られているか否かについて評価する手法

# 3 人と自然との触れ合いに係る環境要素

環境要素 の区分	調	査 手 法
景観	1 調査内容 (1) 景観の状況 次の項目として選定したものの状況 ア 主要な視点場の状況 イ 主要な視点場の状況 イ 主要ない景観及び都市景観 資源等の状況 ウ 主死の他 (2) 自然のが、治のうちのが、治のうちのに必要な事項 ア 規制等の状況 (7) 札幌市条例(平成 10 年札幌市条例第18号景観デザインガイドラインに必要者であるといる。 制等 (1) 環境保全のための各種計画等における景観の存在 (1) 成立に関する景観の存在 (1) 成立に関するをは (1) その他	<ul> <li>2 調査方法 (1) 景観の状況 次に掲げる調査を現地調査、資料調査、ヒアリング調査又は画像解析等(フォトモンタージュ、模型、コンピュータグラフィックス)により行う。</li> <li>(2) 自然的・社会的状況 関係する法令及び資料調査による。</li> <li>3 調査地域 対象事業の実施により景観が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</li> <li>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</li> <li>5 調査期間及び時期調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に景観の状況を把握できる程度とする。</li> </ul>

### 評 価 手 法

1 予測内容

次に掲げる項目とする。

- (1) 主要な視点場及び景観資源の改変の程度及 び内容
- (2) 主要な景観の改変の程度及び内容
- 2 予測方法

主要な視点場及び景観資源についての分布の 改変の程度を踏まえた類似事例の調査及び解析 並びに主要な景観についての視覚的な方法によ る。

3 予測地域

対象事業の実施により景観が影響を受けるおそれのある地域とする。

4 予測地点(一定の地点に関する景観の状況の変化を重点的に把握することとする場合) 地域を代表する地点、特に環境影響を受ける

地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、景観への環境影響を的確に 把握できる地点など、予測に適切な地点とする。

5 予測時期

工事の施行後における適切な時期とする。

- 1 景観への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 景観に係る基準又は目標が示されている場合に あっては、予測の結果と当該基準等との整合が 図られているか否かについて評価する手法

# 3 人と自然との触れ合いに係る環境要素

3 人と目	然との触れ合いに係る環境要素	
環境要素 の区分	調	査 手 法
人と合動 le触の場 然れ活	1 調査内容 (1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 次の項目のうち、環境影響評価を行う項目として選定したものの状況 ア 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 イ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 ウ その他	<ul> <li>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じてヒアリング調査、現地調査及びその他適切な方法を行うこととする。</li> <li>3 調査地域 対象事業の実施により人と自然との触れ合いの活動の場が影響を受けるおそれのある範囲を含む地域とする。</li> <li>4 調査地点(一定の地点に関する情報を重点的に収集することとする場合)調査内容及び環境影響を受けるおそれがある対象の状況を踏まえ、調査地域の範囲内で地域を代表する地点など調査に適切かつ効果的であると認められる地点とする。</li> <li>5 調査期間及び時期調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的に人と自然との触れ合いの活動の場の状況を把握できる程度とする。</li> </ul>

### 評 価 手 法

### 1 予測内容

次に掲げる項目とする。

- (1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の 改変の程度及び内容
- (2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の周辺の利用環境の改変の程度及び内容
- (3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場へのアクセスルートの改変の程度及び内容

### 2 予測方法

特定された主要な影響の種類を踏まえて、類似事例調査等により行う。

### 3 予測地域

対象事業の実施により人と自然との触れ合い の活動の場が影響を受けるおそれのある地域と する。

4 予測地点(一定の地点に関する人と自然との 触れ合いの活動の場の状況の変化を重点的に把 握することとする場合)

地域を代表する地点、特に環境影響を受ける おそれのある地点、人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響を的確に把握できる地点な ど、予測に適切な地点とする。

# 5 予測時期

工事の施行中の代表的な時期及び工事の施工 後における事業活動が定常に達した時期とす る。

- 1 人と自然との触れ合いの活動の場への環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 人と自然との触れ合いの活動の場に係る基準又 は目標が示されている場合にあっては、予測の 結果と当該基準等との整合が図られているか否 かについて評価する手法

# 4 地球環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調	査 手 法
廃棄物等	1 調査内容 (1) 廃棄物等の状況 次の項目として選定したものの状況 ア 撤去建造物及び伐採樹木等の 状況 (ア) 撤去建造物の 概要なる建件等 (イ) 機要ななまに類素体を 生する系、、は事項 イ 建地の加土で 連地の土地の大況 一般の土地の大部で ウ 撤去を移り、この大部で ウ 撤去を移り、この大部で でする場合には、数 のの大部で のの大部で でする場合では、大説、 でする場合では、大説、 のの大部で のの大部で のの大部で のの大部で のの大部で のの大部で のの大部で のの大部で のの大部で のが、大説 でする場合で のが、大説 でする場合で のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、大説 でする。 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、この、 のが、 のが、この、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 のが、 の	<ul> <li>(1) 廃棄物等の状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することを基本とし、必要に応じて現地調査を行うこととする。</li> <li>(2) 自然的・社会的状況 関係する法令及び資料を収集・整理・解析することとする。</li> <li>3 調査地域 対象事域に係る影響範囲を限定することが 困難であることから、選定項目については、事業施区域とし、自然的・社会的状況については、事業を施区域とし、自然的・社会的状況については、これを適切に把握できる地域とする。</li> <li>4 調査地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが 困難であることから、一定の地点に関する情報を重点的に収集することまでは要しない。</li> <li>5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的 に廃棄物等の状況を把握できる程度とする。</li> </ul>

### 評 価 手 法

#### 1 予測内容

事業特性等を勘案して、対象事業の実施が廃棄物等を伴う場合に、次に掲げる項目とする。

- (1) 建設工事に伴う廃棄物等
- (2) 事業活動に伴い発生する廃棄物等

#### 2 予測方法

原単位法、統計的手法その他の適切な方法によるものとし、工事の施工中にあっては工事に伴う廃棄物等の種類ごとの発生の状況、工事の施行後にあっては対象事業の実施に伴う廃棄物等の種類ごとの発生の状況を把握する。

3 予測地域

選定項目の調査地域である対象事業の実施区域とする。

4 予測地点

対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の 状況の変化を重点的に把握すること要しない。

5 予測時期

工事の施行中の代表的な時期及び工事の施工 後における事業活動が定常に達した時期とす る。

- 1 廃棄物等による環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 廃棄物等に係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果と当該基準等との整合が図られているか否かについて評価する手法

# 4 地球環境に係る環境要素

環境要素 の区分	調	査 手 法
温対の関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	1 調査内容 (1) 次の環境影響評価を行うの状況 次の項目と 対象 表示 では では では では では では できない では できない できない できない できない できない できない できない できない	2 調査方法 (1) 温室効果ガスの状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することとする。 (2) 自然的・社会的状況 文献等既存資料を収集・整理・解析することとする。 3 調査地域 対象事業に係る影響範囲を限定することが 困難であることから、選定項目については、事業実施区域とし、自然的・社会的状況については、これを適切に把握できる地域とする。 4 調査地点 対象事業に係る影響範囲を限定することが 困難であることから、調査地点を設定し、一定の地点に関する情報を重点的に収集すること要しない。 5 調査期間及び時期 調査地域の特性を考慮して、適切かつ効果的 に温室効果ガスの状況を把握できる程度とする。

# 評 価 手 法

### 1 予測内容

対象事業の実施に伴う環境への温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の程度とする。

#### 2 予測方法

対象事業の種類、規模等を考慮して、次に掲げる予測方法のうちから適切なものを選択し、 又は組み合わせる。

- (1) 温室効果ガスの排出量又はエネルギーの使用量の原単位を元にそれらの排出量又は使用量を算出する方法
- (2) 類似事例を参照する方法
- (3) その他適切な方法
- 3 予測地域

選定項目の調査地域である対象事業の実施区域とする。

4 予測地点

対象事業に係る影響範囲を限定することが困難であることから、一定の地点に関する環境の 状況の変化を重点的に把握すること要しない。

- 5 予測時期
  - 次に掲げる時期のうち必要な時期とする。
  - (1) 対象事業の完了後で温室効果ガスの排出量 又はエネルギーの使用量が通常の状態に達し た時期
  - (2) 温室効果ガスを使用する設備機器のガス交換、移設又は廃棄時期

- 1 温室効果ガスによる環境影響について、現況と予測結果の対比を行い、実行可能な範囲内で、できる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正に行われているかどうかを評価する手法
- 2 国、札幌市等が実施する環境施策によって、 温室効果ガスに係る基準又は目標が示されている場合にあっては、予測の結果とる当該基準等 と整合が図られているか否かについて評価する 手法